

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成28年2月20日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市辰ノ瀬戸（生月大橋P5橋脚） 生月港館浦新南防波堤灯台から真方位172°400m付近 （概位 北緯33°21.2′ 東経129°26.2′）
事故の概要	漁船十九太鳳は、東北東進中、生月大橋P5橋脚に衝突した。 十九太鳳は、左舷船首部外板に亀裂等を生じ、橋脚のコンクリートに欠損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月3日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 十九太鳳、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-23465（漁船登録番号）、株式会社ハマヒロ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷 橋脚 コンクリートに欠損等
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、約11.5ノットの対地速力で、自動操舵により東北東進中、背もたれ付きの椅子に腰を掛けて単独で操船していた船長が居眠りに陥り、平成28年2月20日05時00分ごろ生月大橋P5橋脚（以下「本件橋脚」という。）に衝突した。 船長は、19日12時ごろに出港して夜間操業を行った後、20日01時30分ごろ漁場を発進した。 船長は、睡眠は十分にとっており、疲労も感じていなかったものの、周囲に他船を見掛けなかったのが気が緩んだ上、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けるうち、居眠りしたと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、椅子に腰を掛けて単独で操船中、居眠りに陥ったことから、本件橋脚に衝突したものと考えられる。 船長は、睡眠不足及び疲労を感じていなかったものの、自動操舵で航行していたこと、周囲に他船を見掛けなかったのが気が緩んだこと、及び椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、本船が本件橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 椅子に腰を掛けて操船する場合は、時々椅子から立ち上がるなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。
-----------	--